

厚生労働大臣が定める揭示事項

①入院基本料について

当院は、入院患者数46人の一般病棟で、「地域一般入院基本料3 15:1」の届出を行っております。病棟では、1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時30分～夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時30分～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。
- ・深夜1時～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

②入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

- ・当院では、入院時に医師をはじめとする関係スタッフが共同して、患者様に対する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。
- ・厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。特に、感染防止に関しては、感染対策向上加算3の届出を行っており、院内感染発生の予防と発生時の迅速な対処に努めています。
- ・当院の感染防止に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討しています。また、感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行っています。（別掲「院内感染防止対策に関する取り組み事項」参照）

③入院食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（朝食は8時、昼食は12時、夕食は18時）適温で提供しております。

④診療明細書について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前にお申し出ください。

⑤基本診療／特掲診療科に係る届出について

当院の施設基準、特掲診療科に係る届出については、別掲の「施設基準一覧」をご参照ください。

⑥保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、診断書・証明書料、病衣貸し出し料等については、その数量や利用回数に応じて実費負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。